

## 福島県観光周遊宿泊支援対策事業における宿泊者特典クーポンについて

### 1 目的

県内宿泊施設への宿泊者に対し、1人1,000円相当の特典クーポンを配布することで、地域経済の活性化、周辺観光施設への誘客を図るものです。

### 2 対象者

県内の宿泊施設に宿泊した方

### 3 特典クーポンの配布窓口

県内各所

※須賀川市の配布窓口は、市コミュニティプラザ（須賀川市観光物産振興協会）です。

### 4 期間

(1) 配布期間：令和2年7月17日（金）～9月30日（水） ※無くなり次第終了

(2) 利用期間：領収書発行日を含めた3日間

### 5 特典クーポン

1,000円（500円×2枚）/1人（2泊以上の場合も1人につき1,000円）

### 6 対象施設

対象分野	具体的な店舗種類
土産物店	道の駅、観光地の土産物店、県農産物を使った特産品販売所、県産品を取り扱う販売所、加工所、海産物、観光果樹園、工芸品店、陶芸品店 等
飲食店	食堂、レストラン、専門料理店、日本料理店、料亭、中華料理店、ラーメン店、焼肉屋、そば・うどん店、すし店、酒場・ビヤホール、喫茶店、ハンバーガー店、お好み焼・焼きそば・たこ焼き店 等
体験施設	自然アクティビティ、動物園、観光牧場、観光農園、着物着付け所、サーキット場、ゴンドラ運営、マリナー業、観光ボート業、観光釣り堀、パークゴルフ場 等
温泉施設	日帰り入浴施設、温泉地の公衆浴場 等
清酒・ワイン醸造所	清酒、ワイン、ウィスキーを製造する工場と隣接している販売店 等
展覧施設	美術館、博物館、水族館、植物園、昆虫園、歴史建造物、科学館、資料館、天文台、城郭施設、公園、テーマパーク 等

※その他、スーパーなどの量販店や各種サービスについても幅広く対象となります。

## 7 須賀川市観光物産振興協会における取り扱いについて

- (1) 利用対象施設においては、クーポン券の金額に応じて、商品等を割り引いて販売していただきます。
- (2) 利用者から預かったクーポン券は、別添の請求書とともに後日まとめて本協会に提出していただき、本協会において精算、銀行口座への振り込みによりお支払いいたします。  
振込日は下記のとおりとなります。

請求書の提出日	代金振込日
7月31日（金）までの分	8月17日（月）
8月14日（金）までの分	9月7日（月）
8月31日（月）までの分	9月15日（火）
9月15日（火）までの分	10月5日（月）
9月30日（水）までの分	10月15日（木）
10月15日（木）までの分	11月5日（木）
10月30日（金）までの分	11月16日（月）

なお、本クーポンの最終精算期限が10月末日であるため、必ず10月30日（金）までに請求書を提出してください。

- (3) 請求書については、コピーしてお使いください。  
※様式は、須賀川市観光物産振興協会ホームページからもダウンロードできます。
- (4) 請求書の提出先  
須賀川市観光物産振興協会事務局（須賀川市観光交流課内）  
〒962-8601  
須賀川市八幡町135番地  
TEL：0248-88-9144 FAX：0248-94-4563
- (5) その他
  - ・特典クーポンは、県内のどの配布窓口で配布されたものでも利用できます。
  - ・特典クーポンは、500円未満の会計時にも利用できますが、つり銭は出さないものとします。